

FASB の動向 (2014 年 8 月～2014 年 10 月)

ASBJ 専門研究員 あべ けんたろう
阿部 建太郎

FASB、ASU 第 2014-13 号を公表 (2014 年 8 月)

米国財務会計基準審議会 (FASB) は 2014 年 8 月 5 日に、発生問題専門委員会 (EITF) の会合における最終合意に基づき、会計基準更新書 (ASU) 第 2014-13 号「連結 (Topic 810) : 連結担保資金調達事業体の金融資産及び金融負債の測定」を公表した。

報告企業は、Topic 820 号「公正価値測定及び開示」又は本 ASU により認められた代替的アプローチにより、連結する担保資金調達事業体 (Collateralized Financing Entity、CFE) の金融資産又は金融負債を測定することが選択できる。金融資産及び金融負債の公正価値の変動は、純損益に反映される。

企業は、Topic 810 に基づき、CFE の主たる受益者 (primary beneficiary) である場合、当該 CFE の連結が求められている。ここでいう CFE とは債務担保証券 (CDO) やローン担保証券 (CLO) の発行体であり、金融資産を保有し、当該金融資産に対してのみ請求権を有する受益持分を発行する変動持分事業体を指す。本 ASU の適用を選択した場合、報告企業は金融資産の公正価値と金融負債の公正価値を比較し、より観察可能である公正価値評価に基づき、もう一方の金融負債又は金融資産の公正価

値を測定することが認められる。金融負債の公正価値から、報告企業が保有する受益持分は除かれる。

現行の会計基準では、連結 CFE の金融資産の公正価値及び金融負債の公正価値をそれぞれ測定することが求められていた。

本 ASU は、公開企業には、2015 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び期中期間から適用される。それ以外の企業体には、2016 年 12 月 15 日より後に終了する事業年度及び 2016 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間から適用される。事業年度の期首からの早期適用は認められる。

報告企業は、過去の累積的影響額について当事業年度の期首残高を修正する修正遡及アプローチか、過去の影響額について ASU 第 2009-17 号「連結 (Topic 810) : 変動持分事業体に関与する企業の財務報告の改善」が適用された事業年度以降の各該当期間を修正する完全遡及アプローチのいずれかを使用して遡及適用する。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、ASU 第 2014-14 号を公表（2014 年 8 月）

FASB は 2014 年 8 月 14 日に、EITF の会合における最終合意に基づき、ASU 第 2014-14 号「受取債権—債権者による問題債権の再編 (Subtopic 310-40)：担保権行使時における特定の政府保証付住宅ローンの分類」を公表した。

本 ASU により、債権者が特定の政府保証付住宅ローンの担保権を行使した場合の分類及び測定方法が明確化されることになる。

担保権の行使時において下記の状況に合致する場合は、住宅ローンの認識を中止し、別個にその他受取債権 (other receivable) を認識することが要求される。

- 担保権が行使される住宅ローンは政府保証である。
- 債権者は、担保権行使時に、債権者は政府系である保証人に担保不動産を譲渡し、新たに保証人から債権を得る。
- 担保権行使時に、担保不動産の公正価値に基づき債権額が確定する。

担保行使時において、その他受取債権は、保証人から回収できると見込むローン残高（元本及び未収利息）に基づいて測定することが求め

られる。

現行の会計基準では、担保権が行使された政府保証付ローンの分類及び測定の方法と、会計単位の取扱いに関する明確なガイダンスがなかった。

本 ASU は、公開企業には、2014 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び期中期間から適用される。それ以外の企業体には、2015 年 12 月 15 日より後に終了する事業年度及び 2015 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間から適用される。早期適用は、報告企業が ASU 第 2014-04 号「受取債権—債権者による問題債権の再編 (Subtopic 310-40)：住宅用不動産への担保付個人向住宅ローンにおける担保行使の際の組替え」を既に適用している場合に、期中期間を含めて認められる。

企業は、本 ASU を将来に向かって適用するか、遡及して適用するかを選択できるが、ASU 第 2014-04 号で選択した移行措置と同一のものを選択しなければならない。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

FASB、会計基準の簡素化イニシアチブに関して ASU 案を公表（2014 年 8 月）

FASB は 2014 年 8 月 20 日に、会計基準の簡素化イニシアチブの一環として、ASU 案「無形資産—のれん及びその他—内部利用のソフトウェア (Subtopic 350-40)：クラウドコンピューティング契約において顧客が支払った手数料の会計処理」を公表した。

本 ASU 案では、クラウドコンピューティング契約にソフトウェア・ライセンスが含まれる

場合、顧客は当該ライセンスについては、他のソフトウェア・ライセンスの購入と整合した会計処理を行うというガイダンスの追加を提案している。ソフトウェア・ライセンスが含まれていない場合は、当該契約をサービス契約として会計処理を行う。本ガイダンスは、ソフトウェア・ライセンスやサービス契約に対する顧客の会計処理に関する会計基準の変更ではない。

提案されるガイダンスは、既に FASB によるコード化体系 (ASC) 985-605-55-121 項から 985-905-55-123 項に規定されていたが、この規定が含まれる Subtopic は、クラウドサービス・プロバイダーの会計処理を判断するための基準であった。

本 ASU 案は、公開企業には 2015 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に含まれる期中期間に適用されることが提案されている。それ以外の企業体には 2015 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2016 年 12

月 15 日より後に開始する事業年度に含まれる期中期間から適用されることが提案されている。すべての企業体に早期適用を認めることは提案されている。

企業は、本 ASU 案を、将来に向かって適用するか、遡及して適用するかを選択できるが、いずれにおいても関連する情報を開示することが提案されている。

本 ASU 案へのコメントの締切りは 2014 年 11 月 18 日であった。本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。

FASB、ASU 第 2014-15 号を公表 (2014 年 8 月)

FASB は 2014 年 8 月 27 日に、ASU 第 2014-15 号「財務諸表の表示—継続企業 (Subtopic 205-40) : 継続企業としての企業の能力に関する不確実性の開示」を公表した。本 ASU により、企業の経営者は期中期間を含む各事業年度に、財務諸表が発行される (又は発行が可能になる) 時点から 1 年以内に継続企業としての企業の能力に対する疑義 (substantial doubt) を生じさせる条件や事象の有無及びその条件や事象の影響を緩和するための対応策を評価することと、関連する注記の開示が要求される。また、本 ASU により、現行の ASC に対し、sub-

stantial doubt の評価方法及び開示内容を規定する Subtopic 205-40 が追加されることになる。

企業の継続企業としての能力に対する疑義の評価は、米国の監査基準及び米国証券取引委員会 (SEC) 規則では監査人に対して求められていたが、現行の会計基準では企業の経営者に対して求める明確なガイダンスがなかった。

本 ASU は、2016 年 12 月 15 日より後に終了する事業年度及びそれ以降の事業年度及び期中期間から適用される。早期適用は認められる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。

FASB、ASU 案「テクニカルな修正及び改善」を公表 (2014 年 9 月)

FASB は 2014 年 9 月 15 日に、ASU 案 (公開草案) 「テクニカルな修正及び改善」を公表した。本 ASU 案は、ASC の明確化及び小規模な改善、ガイダンスの意図せぬ適用の修正を目的に提案されており、現行会計実務への重大な影響を及ぼすことや多くの企業に対して重大な管理上のコストを引き起こすことは意図してい

ない。幅広い ASC が対象となるが、個々の提案は、概して次のいずれかの修正理由によるものである。

1. ASC と、元となる財務会計基準書や EITF のガイダンスとの差異に基づく訂正
2. ガイダンスの明確化及び参照先の修正
3. 簡素化

4. 小規模な改善

また、本 ASU 案は、Topic 820 に対して、関連する様々な ASC との用語の統一と、特定のガイダンスを明確化するための修正を提案している。この修正提案は、新たな公正価値測定を導入するものではなく、したがって Topic 820 の要求事項の適用の変更や他の会計基準原

則の根本的な変更を意図していない。

本 ASU 案の発効日は、FASB が本 ASU 案へのフィードバックを検討した上で決定される。本 ASU 案へのコメントの締切りは 2014 年 12 月 1 日であった。本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。

FASB、会計基準の簡素化イニシアチブに関して 2 つの ASU 案を公表（2014 年 10 月）

FASB は 2014 年 10 月 14 日に、会計基準の簡素化イニシアチブの一環として、ASU 案「利息—利息の帰属（Subtopic 835-30）：負債の発行コストの表示の簡素化」及び「報酬—退職給付（Topic 715）：事業主の確定給付債務と制度資産の測定日に関する実務上の簡便法」を公表した。

これらの ASU 案の発効日は、FASB が本 ASU 案への利害関係者からのフィードバックを検討した上で決定される。これらの ASU 案へのコメントの締切りは 2014 年 12 月 15 日であった。各 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。

• ASU 案「利息—利息の帰属（Subtopic 835-30）：負債の発行コストの表示の簡素化」

本 ASU 案では、負債の発行コストを、負債債務の帳簿価額からの直接控除として財政状態計算書に表示することを提案している。これは、負債のディスカウント又はプレミアムの会

計処理と整合的である。

本 ASU 案は遡及適用し、各期の各財政状態計算書は本 ASU の適用に伴う各期特有の結果を反映するために調整することが提案されている。また移行に伴い、企業は会計原則の変更に対する該当開示に従うことが提案されている。

• ASU 案「報酬—退職給付（Topic 715）：事業主の確定給付債務と制度資産の測定日に関する実務上の簡便法」

本 ASU 案では、年度末の日付が月末日ではない企業が、実務上の簡便法として、確定給付制度の資産及び債務を年度末に最も近接した月末日時点で測定し、その測定方法を一貫して毎年続けることを許容することを提案している。企業は会計方針の選択と、確定給付制度の資産及び債務の測定に使用した代替の日付の開示が要求される。

本 ASU 案は将来に向かって適用されることが提案されている。

FASB、ASBJ との定期協議を実施（2014 年 10 月）

FASB より Golden 議長を含めた代表が訪日し、2014 年 10 月 14 日及び 15 日に企業会計基準委員会（ASBJ）との定期協議を東京で開催

した。本会合は高品質なグローバルな会計基準の開発に向けた連携を深めるために、年に 2 回定期的に行っているもので、今回で第 17 回目

となる。会合では、お互いの活動の最新状況を確認するとともに、両設定主体が関心を有しているテクニカルな項目である「概念フレームワーク」、「開示フレームワーク」、「企業結合」

及び「リース」等について議論を行った。

本会合に関するプレスリリースは、FASB 及び ASBJ のウェブサイトでご覧できる。

FASB、EITF の合意に関して 2 つの ASU 案を公表（2014 年 10 月）

FASB は 2014 年 10 月 30 日に、EITF の会合における最終合意に基づき、ASU 案「1 株当たり利益 (Topic 260)：マスター・リミテッド・パートナーシップによるドロップダウン取引の過去の 1 口当たり利益に対する影響」と ASU 案「公正価値測定及び開示 (Topic 820)：1 株当たり純資産価額を計算する事業体への投資に関する開示」を公表した。

これらの ASU 案の発効日は、EITF が本 ASU 案への利害関係者からのフィードバックを検討した上で決定される。これらの ASU 案へのコメントの締切りは 2015 年 1 月 15 日である。

各 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトでご覧できる。

• ASU 案「1 株当たり利益 (Topic 260)：マスター・リミテッド・パートナーシップによるドロップダウン取引の過去の 1 口当たり利益に対する影響」

本 ASU 案は、Topic 260 のマスター・リミテッド・パートナーシップのサブセクションに基づき、ジェネラル・パートナーからドロップダウン取引により純資産を取得するすべてのリミテッド・パートナーシップが対象になる。当該ドロップダウン取引は、Subtopic 805-50「企業結合—関連事項」で規定される企業結合における共通支配下での企業間の取引として会

計処理される。2 クラス法に基づき過去の 1 口当たり利益を算出する上で、ドロップダウン取引実行前の損益はすべてジェネラル・パートナーに配分することの明確化を提案している。ドロップダウン取引の結果、過去に報告されたリミテッド・パートナーの 1 口当たり利益は変わらない。また、ドロップダウン取引の実行前及び実行後に関する定性的な開示を要求することが提案されている。

本 ASU 案は、表示されるすべての財務諸表に遡及適用することが提案されている。

• ASU 案「公正価値測定及び開示 (Topic 820)：1 株当たり純資産価額を計算する事業体への投資に関する開示」

本 ASU 案は、ASC 820-10-15-4 項から 820-10-15-5 項の規定に基づいて、実務上の簡便法として公正価値が純資産価額で測定される投資が対象となる。公正価値ヒエラルキーに、実務上の簡便法として公正価値を純資産で測定している投資を区分する要求事項の削除を提案している。また、1 株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資に関する開示を、実務上の簡便法として公正価値を純資産で測定している投資に限定することも提案している。

本 ASU 案は、適用日以降に開始する事業年度で開示されるすべての期間に遡及適用することが提案されている。